

第19号

社会福祉事業経営者と事務担当者のみなさまへ

平成28年12月21日発行

# ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
福祉部 施設・団体事業推進課内  
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

F A X 044-739-8737

E-mail [keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp)

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

## 経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

### 【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

#### 受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

#### 連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

## 研修会情報～経理担当者向け1日研修～

昨年好評だった経理担当者向けの研修会を今年は1日かけて行います。社会福祉法人会計基準の理解を深めると共に、社会福祉充実残高の算定や決算スケジュール等、今年度の会計処理の留意点を解説します。

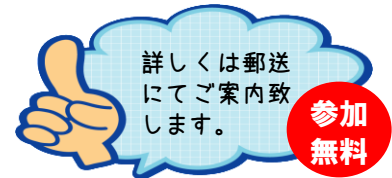
**研修内容** 社会福祉法人 経理担当者向け研修会 ～社会福祉法人会計基準の理解と本年度決算の留意点～

**開催日時** 2月10日(金) 10:00～16:00

**会場** 川崎市総合福祉センター 研修室A・B

**対象** 川崎市社会福祉協議会会員である市内社会福祉施設の経理担当者

**講師** (株)福祉総研 松本和也氏



詳しくは郵送にてご案内致します。

参加  
無料

## インフォメーション～法改正に対応した社会福祉法人向けの保険～

法改正に伴い、理事の皆様はじめ役員の業務運営の義務と責任が明確化され、役員や評議員に対する損害賠償責任と罰則の強化が図られました。第三者だけでなく従業員や利用者からの訴えや職務怠慢の理由などにより法人から損害賠償請求を受ける可能性がでてきます。新評議員の選定にあたっては外部の方をお願いするケースもあるかと思いますが、全ての方が安心して業務執行し、法人運営が出来るよう備えましょう。現在、社会福祉法人向け役員賠償責任保険の取り扱いがある保険会社(一例)は下記の通りです。各保険の詳細はバナーをクリックしていただき、ホームページ等で確認していただくかお電話でお問い合わせください。

取り扱い代理店(引受保険会社)	保険名	詳細
株式会社福祉保険サービス【団体契約者：全社協】 (損保ジャパン日本興亜株式会社)	●しせつの損害補償 ●保育所の損害補償(対象:認可保育所)	<a href="#">クリックで詳細</a>
グッド保険サービス(あいおいニッセイ同和損保)	●社会福祉法人向け役員賠償責任保険 (D & O)	<a href="#">クリックで詳細</a>
株式会社JIC(AIU損害保険株式会社)	●社会福祉法人向けマネジメントリスク プロテクション保険	【お問合せ先】 0120-213-119
三井住友海上保険株式会社	●社会福祉法人向け役員賠償責任保険	【お問合せ先】 044-511-2118

相談担当専門家からの

あるある相談コーナー【第 11 回目】



～社会福祉法改正で変わること(今後の留意点)～

みなさん、こんにちは。さて本年 3 月 31 日に社会福祉法が改正施行され、そのための研修会を川崎市様あるいは川崎市社協様の主催で、これまでも数次にわたって行ってまいりました。社会福祉法の改正内容につきましてはこれらの研修会の中で取り扱ってまいりましたので、改めて詳述することは避けたいと思います。

そこで今回のこの紙面では、社会福祉法の改正内容のうち来年 4 月からの変更に伴って今後注意すべき事項や準備しておくべきことについて、主にその留意点を整理しておくことにしました。ただしこの法改正に伴う取扱いにつきましては、今後順次国から様々な通知や事務連絡が発出されるはずですし、所轄庁の考え方や指導方針もありますので、あくまでこの原稿を書いている本日(平成 28 年 11 月末)時点のものであり、また一般的な考え方であることをご承知の上でご参考にしていただきますよう、お願いいたします。

(1) 会計監査人の設置義務(特定社会福祉法人)

本年 11 月 11 日に発出された社会福祉法施行令・施行規則の改正により、会計監査人の設置が義務付けられる「特定社会福祉法人」は、前年度の決算における事業活動計算書のサービス活動収益計の額が 30 億円超、または

提出年度(基準判定はそれぞれの前年度)	サービス活動収益	負債
平成 29 年度・30 年度	30 億円超	60 億円超
平成 31 年度・32 年度	20 億円超	40 億円超
平成 33 年度以降	10 億円超	20 億円超

負債総額が 60 億円超の法人とされました。この基準は平成 29 年度・平成 30 年度(平成 28 年度決算・平成 29 年度決算)のもので、その後は上表のように基準が下げられていきます。厚労省のデータでは、来年の平成 28 年度決算を基準として特定社会福祉法人と判定されるのは約 300 法人だそうですので、社会福祉法人の多くは対象外ということになります。なお、収益基準で 10 億円超または負債基準で 20 億円超の法人は、現時点では約 2,000 法人存在すると言われています。

(2) 決算のスケジュール(会計監査人非設置法人の場合)

今回の法改正で、評議員会が必置となりました。このことに伴い原則として毎年 6 月後半までには必ず「定時評議員会」を開催しなければならなくなります。評議員会は理事会の上位に位置する法人の最高議決機関ですので、決算理事会を開催してから後に、定時評議員会を開催するという順序になります。また、理事会と定時評議員会の間には 2 週間以上の間隔を空ける必要があります。

時 期	平成 27 年度決算	平成 28 年度決算
3 月末	会計期間終結	会計期間終結
4 月	決算処理作業	決算処理作業
5 月前半	監事監査 評議員会 理事会で承認	
5 月後半		
5 月末日	資産総額の変更登記	監事監査
6 月前半	2 週間以上空ける⇒	理事会で承認
6 月後半		定時評議員会で承認
6 月末日	現況報告書提出	現況報告書提出
7 月末日	税務署へ収支計算書提出	社会福祉充実計画の提出
		資産総額の変更登記
		税務署へ収支計算書提出

第 10 回のこのコーナーで解説した際には資産総額の変更

登記の手続き期限についてまだ国の方針が示されていませんでしたが、これを 6 月末日とする「組合等登記令」の改正がすでに行われましたので、来年からの決算スケジュールは、概ね上図のようになります。

→3 ページ目に続く

また 6 月末に提出しなければならない書類として、従前から提出していた現況報告書の他、「社会福祉充実計画」関係の書類の提出が必要です。この社会福祉充実計画に係る書類は、いわゆる社会福祉充実残額が生じない法人も含め、6 月末までに全法人が提出することになりますので、6 月中はかなり慌ただしい状況になることが予想されます。なお社会福祉充実計画の手続き方法等については、本日時点ではまだ取扱要綱の案が示されているのみで、正式なものは 12 月中に示されることとされていますので、次回（第 12 回）の本コーナーで解説する予定です。

### （3）定款変更認可を受けるまでの間に準備しておくこと

定款変更認可申請を提出すると、認可が下りるまでに少し時間があります。この間に、いろいろな事務手続きの準備をしておくことが望ましいでしょう。

#### ① 履歴書の整備

評議員選任・解任委員は理事会が、評議員は評議員選任・解任委員会が選任します。評議員選任・解任委員会の委員候補者の履歴書、評議員候補者の履歴書などについては、現在のところでは定めがありませんが、これらの方々が適切か否かを判断するためには、当然その経歴等を把握する必要がありますので、履歴書の整備は不可欠です。今回の改正には、“法人が正式な手続きを経て決定したことは、法人の主体性が尊重されるべき”という精神があります。そうであれば、法人としても正しい手続きを担保してその期待に応えなければなりませんね。

#### ② 委嘱状、就任承諾書のひな形の作成

新法では、評議員や役員の任期の考え方が変わります。この新しい考え方に基づいた委嘱状や就任承諾書の様式を作成しておいた方がよいでしょう。理事から評議員に就任する予定の方は 3 月 31 日付けで辞任していただく必要がありますので、そのための辞任届なども作成しておきましょう。

#### ③ 報酬規程案の作成

新法では、重要な決議事項については評議員会に大きな権限が与えられており、評議員や役員に対する報酬規程は、評議員会で定めることとされています。来年 6 月の定時評議員会で審議するこれらの報酬の有無や額について、その案を作成しておくといよいでしょう。

#### ④ 評議員選任・解任委員会運営細則の作成

評議員選任・解任委員会の運営に係る運営細則は、3 月に開催する理事会までに承認される必要があります。現時点でもいくつかのサイトでその案が公表されていますので、ご参考にされてはいかがでしょうか。

他にも準備しておける書類などがあれば、3 月の理事会で提示できるように準備しておけば、慌てなくてすみますね。

### （4）定款変更認可後の手続きと経理規程の変更

この ksk-info が発行されているころには、すでに読者の法人様では定款変更承認のための理事会が開催されていることと思います。このあと、所轄庁たる川崎市様において定款の認可作業が行われ、2 月ごろまでには皆様のお手許に認可された定款が届くことが想像されます。認可された定款がお手許に届きましたら、3 月前半を目途に理事会を開催します。この理事会はこれまでの現行定款に基づくもので、いつも通り平成 29 年度事業計画や当初予算案についての審議を行います。これに併せて、12 月ごろに開催した理事会で選定していない場合には評議員選任・解任委員会の委員と評議員の候補者を選定しなければなりません。そして理事会終了後には、できるだけ速やかに評議員選任・解任委員会を開催して、4 月 1 日からの評議員を選任します。

このとき、理事会が行うのはあくまで評議員の候補者の“選定”であって“選任”ではないことに注意が必要です。評議員を選任できるのは、評議員選任・解任委員会だけだからです。

このとき法人様によっては、経理規程の変更が必要になる場合があります。第 10 回のこのコーナーでも経理規程についてはご説明しましたが、この時はあくまで「会計基準省令」が平成 28 年 3 月 31 日に制定されたことに伴う改正についての内容でした。しかし、今般の 11 月 11 日の政省令等の改正に伴って会計基準省令も改正が行われましたので、この内容については平成 29 年度から施行すべく新たに経理規程に反映させて改正する必要性が生じています。

本年 11 月 11 日の会計基準省令の改正は、主に次のような内容です。

- ① 注記の特殊関係人の定義の明確化
- ② 財産目録様式の変更
- ③ 勘定科目の再編

このうち①②については経理規程への影響はありませんので、③の勘定科目について定められている別表の変更のみが必要です。再編された勘定

平成 29 年度から変更のある大区分科目
介護保険事業収益（収入）
老人福祉事業収益（収入）
児童福祉事業収益（収入）
保育事業収益（収入）
障害福祉サービス等事業収益（収入）
生活保護事業収益（収入）
医療事業収益（収入）

科目の一覧をすべてお示しするにはこの紙面では限界がありますので、右に示す大区分を使用している法人様におかれましては、改正省令を確認してください。 [11月11日改正の会計基準省令こちらをクリック](#)

なお、この改正は平成 29 年 4 月 1 日からの適用ですので、3 月に編成する当初予算から適用すればよいものです。なお、この経理規程の改訂につきましては、念のため第 10 回のこのコーナーも併せてご確認いただくことをお勧めいたします。

これから来年 6 月の定時評議員会までは、いろいろとしなければならないことが山積みです。大変ですが少しずつ準備を進めていきましょう。

次号では、その時点ではおそらく明らかになっているであろう「社会福祉充実残額」について、解説する予定です。

※過去の記事は下記の黄色いバナーよりご覧いただけます。

松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。株式会社福祉総研所属。

「あるある相談コーナー」今までのテーマ

- ①リース会計について
- ②旧会計基準「支払資金」
- ③新会計基準「支払資金」
- ④新会計基準「給食用材料」
- ⑤社会福祉法人 内部留保と情報公開
- ⑥社会福祉法人制度改革のゆくえ
- ⑦新会計基準の改正経緯・収入の勘定科目
- ⑧費用の勘定科目の使い方
- ⑨資金収支計算書と事業活動計算書
- ⑩会計基準法令と平成 28 年度決算のスケジュール

過去記事は  
ここをクリック

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が 4 半期に 1 度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記連絡先までご連絡ください。